

令和3年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、令和3年8月から令和4年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●33 ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,577円	2,577円以上 4,970円未満	4,970円以上 11,000円以下	11,000円超 15,770円以下	《上限額》 15,770円
給付率 (額)	《下限額》 2,061円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 7,096円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,577円	2,577円以上 4,970円未満	4,970円以上 12,240円以下	12,240円超 16,530円以下	《上限額》 16,530円
給付率 (額)	《下限額》 2,061円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 8,265円

※上の金額は令和3年8月から令和4年7月までのもので、毎年8月に改定されます。

●34 ページ・下 「賃金が低くなるほど、支給率が高い」の項 注釈

※60歳到達時賃金の上限は473,100円、下限は77,310円。雇用継続給付の支給限度額は、360,584円から賃金を引いた額。計算された支給額が2,061円以下の場合には支給されない。（これらは令和4年7月までの額。毎年8月に改定）

令和3年8月からの変更点

負担能力に応じた負担を図る観点から、高額介護サービス費の負担限度額が見直されました。令和3年8月利用分から一定年収以上の高所得者世帯については以下の通り変更となります。

●68 ページ・下 表2 高額介護サービス費の負担の上限額 表内

令和3年7月まで

所得区分	上限額
市区町村民税課税世帯	44,400円

↓

令和3年8月から

所得区分		上限額
市区町村民 税課税世帯	課税所得 690万円以上	140,100円
	課税所得 380万円以上 690万円未満	93,000円
	課税所得 380万円未満	44,400円